

岩手大学三陸復興推進機構運営委員会規則

(平成24年3月15日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、岩手大学三陸復興推進機構規則第13条第2項の規定に基づき、岩手大学三陸復興推進機構運営委員会（以下「運営委員会」という。）に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 三陸復興推進機構（以下「機構」という。）の運営に関する事。
- 二 三陸沿岸地域等の復興の支援・推進に関する事。
- 三 三陸沿岸地域等の産学官民連携に関する事。
- 四 その他三陸復興推進に関する重要事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- 一 機構長
- 二 理事
- 三 副学長
- 四 学部長
- 五 連合農学研究科長
- 六 三陸復興推進機構各部門長

2 学長は、運営委員会に出席し、意見を述べることができる。

(委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、機構長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、議長となる。

(会議)

第5条 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、研究交流部三陸復興推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。